

2020年4月13日

新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う当社業務運営につきまして

株式会社 三 柱

2020年4月7日に政府より7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に発令されました『新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下「本宣言」という。）』を受け、当社はその趣旨に則り、下記の通り対策防止に取り組んでまいります。

また、今後も状況の変化に応じた対応を速やかに進めてまいります。

お客様、お取引先の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますこと
お願い申し上げます。

記

1.基本的な対応方針

・感染症リスクを最大限軽減することを優先し、在宅勤務、時差出勤を推奨しつつ、通常の事業体制の維持・継続を図る。

2.お客様・お取引様へのご対応

・対象期間中は、お客様・お取引様の方針に基づき、できる限り対応体制（技術・型枠供給・その他各種ご相談）を維持する。

以上

【在宅勤務中ご連絡先】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・北海道地区担当 | 080-3595-5872 |
| ・東北地区担当 | 080-3574-1440 |
| ・関東、北陸、中部地区担当 | 080-3595-5776 |
| ・近畿、中四国、九州、沖縄地区担当 | 080-3591-6009 |